

別表第1

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
事務補佐員	当該業務の遂行能力があり、原則として他の職に就いていない者	事務の補佐業務に従事	満60歳	<ul style="list-style-type: none"> ・当該雇用経費の趣旨に添った雇用に限る ・学生、研究生等を除く
技術補佐員		技術に関する職務の補佐業務に従事		
技能補佐員		技能に関する職務の補佐業務に従事		
労務補佐員		労務作業に従事	満63歳	

別表第2

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
寄附講座教員 寄附研究部門教員	当該講座又は研究部門教員としての業務の遂行能力があり、原則として他の職に就いていない者	当該講座又は研究部門における教育研究に従事するほか、本学の定めにより教育研究に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当する	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該講座又は研究部門の継続している間、雇用可能 ・当該寄附講座又は寄附研究部門の設置に係る寄附金にて雇用される場合に限る ・選考方法、選考基準は当該講座・研究部門を置く部局が定める ・学生、研究生等を除く
研究員(科学技術振興)	次の各要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・13文科科第44号通知の各別表における教授・助教授等の教員、主任研究員又は研究員として雇用される者であること ・当該研究又は教育の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者 	当該プログラムに係る研究又は教育に従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該プログラムの継続している間、雇用可能 ・当該科学技術振興調整費の(目)科学技術総合研究委託費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
産学官連携研究員	次の各要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・当該共同研究・受託研究の遂行上必要な能力を有すると研究代表者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者 	当該共同研究・受託研究に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・当該共同研究・受託研究の継続している間、雇用可能 ・当該共同研究・受託研究の受入資金にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(COE)	次の各要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・当該研究の遂行上必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・博士の学位を取得した者、博士の学位取得が確実な者又は博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者 	当該プロジェクトに係る研究に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費)にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(科学研究)	次の各要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・当該研究の遂行上必要な能力を有すると拠点リーダー、研究代表者又は研究担当者等の所属する部局の長が認めた者 ・原則として他の職に就いていない者 			<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該科学研究費補助金の直接経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く

研究員(学術研究奨励)			<ul style="list-style-type: none"> ・当該寄附金にて雇用される場合に限る ・寄附講座・寄附研究部門に係るものは除く ・学生、研究生等を除く
研究員(特別教育研究)			<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該特別教育研究経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(改革推進)			<ul style="list-style-type: none"> ・当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該大学改革推進経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生を除く
研究員(学術支援)	競争的資金に係る研究の応用等に関する研究に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・間接経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
研究員(プロジェクト名等)	当該プロジェクト等に係る研究に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・前各項に掲げるもののほか、総長が認めるもの ・プロジェクト名等は、当該プロジェクト等の内容を示す名称として総長が定める ・当該研究がプロジェクトである場合は、当該プロジェクトの継続している間、雇用可能 ・当該プロジェクト等経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く

別表第3

職名	資格・職務能力	職務内容	雇用年齢上限	その他の事項
医員	医師免許又は歯科医師免許取得後2年以上の臨床研修又はこれに準じる診療業務を行った者	診療に従事 必要に応じ、診療を通じての臨床教育の補助的職務及び診療に関して研究にも従事	満63歳 (ただし、大学が特に認めた場合は、この限りでない。)	<ul style="list-style-type: none"> ・任期については、医学部附属病院の定めによる ・当該医員又は医員(研修医)に係る雇用経費にて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く
医員(研修医)	卒後臨床研修開始後2年未満の者	医師法・歯科医師法の規定に定める臨床研修に従事		
法科大学院特別教授 法科大学院特別助教授	法科大学院において実務基礎教育を実施するため特に必要となる高度専門職業人	法科大学院(法学研究科法曹養成専攻)における教授又は助教授の職務に従事		<ul style="list-style-type: none"> ・任期については、法科大学院の定めによる